

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 第 6 項関連

教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

- 1) 入学式後に教職課程ガイダンスを実施します。
- 2) 授業内容、成績評価の基準等をシラバスで明示しています。
- 3) 教職員間で授業や学生の問題点や課題を共有し、授業改善に努めています。
- 4) 授業アンケート等を実施し、授業改善に役立てています。

以 上